(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町上布野字鳥越二八一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第六十五号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十五年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十五年度に係る支給率は、〇とする。

○経済産業省告示第六十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第五十条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録調査機関の名称	登録調査機関の住所	廃止する業務の範囲	廃止する年月日
特定非営利活動法人アタック・メイト和歌山	和歌山県和歌山市鷹匠町六丁目7番2号	全ての登録調査機関の業務	平成二十五年三月十五日

○経済産業省告示第六十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年度に係る経済産業大臣が定める量を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成二十四年経済産業省告示第百四十号（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件）は、廃止する。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業大臣が定める量　五十三・一八八億キロワット時

○国土交通省告示第二百八十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　北海道豊里第三地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を一般国道三十八号線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

北海道赤平市

西豊里町

二四〇番一　一号
二四三番一　二号
二三六番　三号
一七一番　四号
一四六番　五号
一四四番　六号
一六〇番　七号
若木町東九丁目　五番五　八号

二　北海道上久保内地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

北海道有珠郡壮瞥町

字上久保内　三七番五七地先河川敷　一号
三七番一九　二号
三七番六　三号
五一番二五　四号
五一番二七　五号
五一番三八　六号
三七番二七　七号
三七番四〇　八号
三七番二五　九号
三七番六三地先河川敷　十号
三七番五八地先河川敷　十一号

三　山形県鷺之沢地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を鷺沢川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

山形県酒田市田沢

字菅沼山　三七番　一号及び七号
六二番二　二号
六二番二九　三号
六二番三八　四号
四三番　五号
三二番　六号

四　山形県舟形元屋敷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線鉄道敷に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

山形県最上郡舟形町大字舟形

字小田山　二六七九番八六地先道路敷　一号
一九六四番四　三号
二五三七番三　四号
二六七九番八五　五号
二六七九番八六　六号
字元屋敷　二一五番二　二号

五　山形県安楽城小国地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を安楽城小国川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

山形県最上郡真室川町大字大沢

字舟沢口　二六六三番二　一号
四四三番三　二号
四二五六番二　三号
二六五五番二　四号及び六号
二六五五番七　七号
字小国西小俣山　五〇七六番三七　五号

六　山形県種沢地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を沢田川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

山形県西置賜郡小国町大字種沢

字沢口二　五一七番一　一号
五一四番　九号
字高田三　六三番四　二号
六五番一　三号
六五番五　四号
字滝ノ沢山　七一三番一　五号
七〇五番二〇　六号から八号まで